

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡美里町大字中里字西宮平六四一 番一地从ら同郡同町大字中里字深田 一番一地从まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年十一月二十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和五年十一月二十八日付 け埼玉県本庄県土整備事務 所長告示第二十二号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長四五・二〇メ ートル</p>